

参加者募集

保育サポーター養成講座

保育士さんや育児経験者で
育児の援助をしたい人を募集します

本市では、瀬戸内ファミリーサポートセンターの「提供会員」を養成するために、保育サポーター養成講座を開催します。

瀬戸内ファミリーサポートセンターは、育児の援助を受けたい「依頼会員」と、援助ができる日時に子育ての手助けができる有償ボランティアの「提供会員」との相互援助の橋渡しをする役割を担います。

提供会員は、例えばこのような依頼のお手伝いをします。

- 保育園・幼稚園などの送迎
- 学校行事・冠婚葬祭などへ出掛けるとき
- 学校などが休みのとき
- 子どもの病気が治りかけのとき
- 産前・産後の手助けがほしいとき
- その他子育てを手伝ってほしいとき

保育サポーター養成講座 カリキュラム

| 月 日 | 時 間 | 実施内容 | 講 師 |
|-----------------|---------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 7月8日(火) | 午前10時～10時30分 | 開会・挨拶・オリエンテーション | 瀬戸内市 |
| | 午前10時30分～正午 | 保育サポーターとしての心構え | 岡山県中央児童相談所判定課主幹 児童心理士 福田敏隆さん |
| | 午後1～3時 | 幼児安全法「子どもの安全と病気」 | 日本赤十字社岡山支部 幼児安全法指導員 |
| | 午後3～5時 | 幼児安全法「子どもの病気の世話」 | 江里美代子さんほか |
| 7月18日(金) | 午前10時～正午 | 「哺乳と食事」 | 市栄養士 |
| | 午後1～4時 | 「緊急時の対応と応急処置」 | 市消防本部 |
| 7月24日(木) | 午後1～3時 | 健康講演 「子どもの心と身体の発達」 | 日本赤十字社岡山県支部 小児科部長 榎原幸二さん |
| | 午後3時～4時30分 | 実技「子どもの遊びと遊ばせ方」 | 市保育士 |
| 7月28日(月)～29日(火) | 午前9時30分～午後0時30分 2日間2班に分かれて実習 | 保育実習 ・講話 ・保育実習 ・意見交換 | 市保育士 (福田保育園・長船西保育園) |
| 7月31日(木) | 午前10時～正午 | 「病児の食事」 | 市栄養士 |
| | 午後1時～1時30分 | 保育サポーターとしてスタートするために | 瀬戸内市 |
| | 午後1時30分～2時 | 体験発表 | 保育サポーター2人 |
| | 午後2～3時 | 閉講 写真撮影・登録手続き | |

▽開催時期

7月8日(火)～31日(木)

受講時間 21・5時間

※前ページの保育サポーター養成講座カリキュラム参照

▽対象

- 市内在住か周辺地域の人
 - ・保育士などの資格を持つ人
 - ・子育て経験を生かし、保育活動をしてほしいと思う人
- いずれかに該当し、全日程受講後、

▽場所

保育サポーターとして登録できる人
講義―邑久町総合福祉センター
実習―福田保育園・長船西保育園

▽内容

前ページの保育サポーター養成講座カリキュラム参照

▽受講料

無料

▽教材費

500円(幼児安全法テキスト代)

▽給食費

300円

▽定員

20人

保育士資格を持っている人、育児の経験がある人で、その資格や経験を子育て支援に生かしたいと、日ごろから考えている熱意のある人、この機会にぜひご参加ください。

保育サポーター養成講座に参加希望の人は、6月23日(月)までに、市子育て支援課へご連絡ください。
■問い合わせ先
市子育て支援課
☎0869-26-5947

消防団協力事業所に 表示証を交付しました

本市では、4月1日から消防団協力事業所表示制度の運用を開始し、4月22日に初めての消防団協力事業所表示証交付式を行いました。

表示証交付式では、申請書を提出し消防団協力事業所に認定された7事業所の代表の皆さんに、立岡脩二市長から表示証が手渡されました。

【交付事業所】

○株式会社キョクトウ・アソシエ

イツ岡山工場

○日本オリーブ株式会社

○丸田産業株式会社ホテルリマーニ

○瀬戸内農業協同組合

○錦海商運株式会社

○株式会社岡山村田製作所

○福池工業株式会社

【消防団協力事業所表示制度】

消防団協力事業所として認められた事業所は、取得した表示証を掲示でき、自社ホームページなどで広く公表することができます。



立岡脩二市長(左)から表示証が手渡されました

事業所の社会貢献を広く一般に広報するとともに、消防団と事業所の連携と協力による地域防災体制の一層の充実が図られます。

【協力事業所の認定基準】

●従業員が消防団員として、相当数入団していること。

●従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。

●災害時に資機材などを消防団に提供し、協力していること。

●その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、特に優良と認められること。
市では消防団活動のしやすい環境づくりや地域の防災体制の強化などを目指し、随時、申請を受け付けます。

詳しくは、市消防本部総務課までお問い合わせ下さい。

■問い合わせ先

市消防本部総務課

☎0869-22-1333